

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程

平成27年1月30日
規程第 1 号

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 本給（第6条・第7条）
- 第3章 諸手当（第8条）
- 第4章 給与の計算等（第9条―第15条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号。以下「就業規則」という。）第22条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する職員のうち、年俸制の適用を受ける職員の給与について定める。
- 2 前項の職員の給与に関しては、この規程に定める事項のほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他法令の定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この規程において「年俸制適用職員」とは、教授、准教授及び助教のうち年俸制の適用を受けるものをいう。
- 2 この規程において「平成27年年俸制適用職員」とは、年俸制適用職員のうち「年俸制導入促進費の精算方法等について」（平成27年3月24日文科科学省事務連絡）の適用を受けるものをいう。
- 3 この規程において「令和2年年俸制適用職員」とは、年俸制適用職員のうち平成27年年俸制適用職員以外のものをいう。

（給与の種類）

- 第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び業績年俸からなる本給（以下「本給」という。）並びに諸手当とする。
- 2 年俸制適用職員の諸手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、安全衛生管理手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当とする。

（給与の支給日）

第4条 本給は、その12分の1の額（以下「年俸月額」という。）としてその月の年俸月額の全額を毎月17日に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき。 15日
- (2) 17日が土曜日に当たるとき。 16日
- (3) 17日が休日である月曜日にあたる時。 18日

2 管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び安全衛生管理手当は、年俸月額の支給日に支給する。ただし、年俸月額の支給日までこれらの給与に係る事実が確認できない等の理由により、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当は、一の月における勤務実績に基づき、当該手当額を翌月の年俸月額の支給日に支給する。

(給与の支払い)

第5条 年俸制適用職員の給与は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程（平成16年規程第56号。以下「給与規程」という。）第4条の規定に準じて支給する。

第2章 本給

(本給の決定方法)

第6条 年俸制適用の開始日（年俸制適用職員が教授又は准教授に昇任した日を含む。以下「年俸制開始日」という。）の属する年（年俸制開始日から当該年の末日までの期間が9月以下である場合は年俸制開始日の属する年の翌年を含む。）の年俸制適用職員の本給の額は、年俸制適用職員本給表（別表第1）に定める号俸の区分に応じて、同表に定める額とする。ただし、年俸制開始日から当該年の末日までの期間が1年に満たない場合は、当該本給の額を基礎とし、その期間に応じて減じた額とする。

2 年俸制開始日の属する年の翌年以降（年俸制開始日から当該年の末日までの期間が9月以下である場合は年俸制開始日の属する年の翌々年以降）の年俸制適用職員の本給の額は、年俸制適用職員本給表に定める号俸の区分に応じて、同表に定める基本年俸の額に、同表に定める業績年俸を基礎として、前年に実施した業績評価の結果に応じて、別に定める基準により算定した額を加えた額とする。

(号俸の決定)

第7条 新たに年俸制適用職員となった者及び年俸制適用職員で教授又は准教授に昇任した者の号俸は、その者の学歴、免許、資格及び職務経験並びに本学の財務状況等を考慮して、別に定める基準により決定する。ただし、当該号俸

は、上限号俸及び下限号俸表（別表第2）に掲げる職種欄の区分及び平成27年年俸制適用職員か令和2年年俸制適用職員かの区分に応じ、それぞれ同表に定める上限号俸から下限号俸までの範囲内で決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に認める者については、経営協議会の議を経て、年俸制適用職員本給表の28号俸を超える号俸とすることができるものとする。
- 3 年俸制適用職員の号俸については、年俸制開始日の属する年から3年ごと（年俸制開始日から当該年の末日までの期間が9月以下である場合は年俸制開始日の属する年の翌年から3年ごと）に、過去3年に実施した業績評価の結果に応じて、別に定める基準により上位の号俸又は下位の号俸に改定することができる。
- 4 前条及び前3項に規定するもののほか、本給の号俸及びその額の決定に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 諸手当

（諸手当）

第8条 第3条第2項の諸手当は、給与規程第13条、第14条、第17条、第18条、第20条の2、第21条、第22条、第22条の2及び第22条の3の規定に準じて支給する。

第4章 給与の計算等

（日割計算）

第9条 月の中途において、年俸制適用職員となった者及び退職し、又は解雇された者の年俸月額、日割計算に基づき支給する。

- 2 前項の日割計算は、当該給与期間の総日数から国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規程第57号。以下「勤務時間規程」という。）第4条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、年俸制適用職員が死亡したときは、その末日まで勤務したものとして、年俸月額を支給する。
- 4 前3項の規定は、管理職手当及び初任給調整手当の支給について準用する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第10条 超過勤務手当、休日手当及び夜勤手当を算出する際の勤務1時間当たりの給与額及び第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、年俸月額、管理職手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額を1箇月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定による勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、

その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の減額)

第12条 年俸制適用職員が勤務しないときは、勤務時間規程第14条に定める休暇によるときその他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(年俸月額減額)

第13条 前条の規定にかかわらず、業務上又は通勤による場合を除き、年俸制適用職員が負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）の療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を越えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日については、年俸月額のうちから基本年俸に12分の1を乗じて得た額の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、年俸月額減額に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第14条 業務上又は通勤による傷病の療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づき休職にされた年俸制適用職員に対しては、給与の全額を休職の期間中支給する。

2 前項に規定する場合を除き、傷病の療養のため、就業規則第12条第1項第1号の規定に基づき休職にされた年俸制適用職員に対しては、年俸月額及び住居手当のそれぞれ100分の80を1年間（結核性疾患にあつては2年間）支給することができる。

3 刑事事件に関して起訴されたため、就業規則第12条第1項第2号の規定に基づき休職にされた年俸制適用職員に対しては、年俸月額及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 生死不明又は行方不明となったため、就業規則第12条第1項第3号の規定に基づき休職にされた年俸制適用職員に対しては、年俸月額及び住居手当のそれぞれ100分の70（業務上及び通勤による生死不明又は行方不明のときは100分の100）以内を休職の期間中支給することができる。

5 学術上の調査又は研究のため、就業規則第12条第1項第4号の規定に基づき休職にされた年俸制適用職員に対しては、年俸月額及び住居手当のそれ

ぞれ100分の70以内を休職の期間中支給することができる。

- 6 前各項に定める場合のほか、就業規則第12条第1項第5号の規定に基づき休職にされた年俸制適用職員に対しては、当該期間中、給与を支給しない。

(育児休業等の期間中の給与)

第15条 育児休業、介護休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業を取得した年俸制適用職員の当該期間中の給与の取扱いについては、給与規程第31条から第33条までの規定に準じて取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に、現に改正前の第1条に規定する年俸制の適用を受ける職員であって、施行日以降も引き続き雇用される者の施行日の属する年における本給の額の算出においては、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程（平成27年規程第1号。以下「改正後規程」という。）第6条第1項ただし書を準用する。この場合において、同条同項ただし書中「年俸制開始日から」とあるのは「施行日から」と読み替えるものとする。

- 3 年俸制開始日において平成27年年俸制適用職員であった者の号俸の改定については、改正後規程第7条第3項の規定にかかわらず、年俸制開始日の属する年度（年俸制開始日から当該年度の末日までの期間が9月以下である場合は年俸制開始日の属する年度の翌年度）から、施行日の前日の属する年度までの年数と施行日の属する年以降の年数を加えた年数を数えて、3年ごとに行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 年俸制適用職員本給表（第6条関係）

号俸	本給の額（年額）	本給の額（年額）の構成内訳	
		基本年俸	業績年俸 （基礎額）
1	5,100,000	4,080,000	1,020,000
2	5,400,000	4,320,000	1,080,000
3	5,700,000	4,560,000	1,140,000
4	6,000,000	4,800,000	1,200,000
5	6,300,000	5,040,000	1,260,000
6	6,600,000	5,280,000	1,320,000
7	6,900,000	5,520,000	1,380,000
8	7,200,000	5,760,000	1,440,000
9	7,500,000	6,000,000	1,500,000
10	7,800,000	6,240,000	1,560,000
11	8,100,000	6,480,000	1,620,000
12	8,400,000	6,720,000	1,680,000
13	8,700,000	6,960,000	1,740,000
14	9,000,000	7,200,000	1,800,000
15	9,300,000	7,440,000	1,860,000
16	9,600,000	7,680,000	1,920,000
17	9,900,000	7,920,000	1,980,000
18	10,200,000	8,160,000	2,040,000
19	10,500,000	8,400,000	2,100,000
20	10,800,000	8,640,000	2,160,000
21	11,100,000	8,880,000	2,220,000
22	11,400,000	9,120,000	2,280,000
23	11,700,000	9,360,000	2,340,000
24	12,000,000	9,600,000	2,400,000
25	12,300,000	9,840,000	2,460,000
26	12,600,000	10,080,000	2,520,000
27	12,900,000	10,320,000	2,580,000
28	13,200,000	10,560,000	2,640,000
29	13,500,000	10,800,000	2,700,000
30	13,800,000	11,040,000	2,760,000
31	14,100,000	11,280,000	2,820,000
32	14,400,000	11,520,000	2,880,000
33	14,700,000	11,760,000	2,940,000
34	15,000,000	12,000,000	3,000,000

35	15,300,000	12,240,000	3,060,000
36	15,600,000	12,480,000	3,120,000
37	15,900,000	12,720,000	3,180,000
38	16,200,000	12,960,000	3,240,000
39	16,500,000	13,200,000	3,300,000
40	16,800,000	13,440,000	3,360,000
41	17,100,000	13,680,000	3,420,000
42	17,400,000	13,920,000	3,480,000
43	17,700,000	14,160,000	3,540,000
44	18,000,000	14,400,000	3,600,000
45	18,300,000	14,640,000	3,660,000
46	18,600,000	14,880,000	3,720,000
47	18,900,000	15,120,000	3,780,000
48	19,200,000	15,360,000	3,840,000
49	19,500,000	15,600,000	3,900,000
50	19,800,000	15,840,000	3,960,000
51	20,100,000	16,080,000	4,020,000
52	20,400,000	16,320,000	4,080,000

別表第2 上限号俸及び下限号俸表（第7条関係）

職種	平成27年年俸制適用職員		令和2年年俸制適用職員	
	上限号俸	下限号俸	上限号俸	下限号俸
教授	28	12	28	9
准教授	16	5	16	3
助教	9	1	9	1